

# 農地の貸借をしたいのですがどうすればよいですか？

## 農地を貸借する際は申請しましょう！

農業委員会へ未届けでの貸借の場合、本人しか貸借の状況がわからず、万が一の際、家族が困ることになります。農業委員会では、貸借の申請（通常の利用権設定・農地中間管理事業）の受付をしています。なお、貸借期間満了の前に、借り手のかたへ期間満了のご案内をお送りしますので、必要に応じて更新の手続きを行ってください。

		申請受付期限	
		通常の利用権設定	農地中間管理事業
貸借の発効日 (貸借開始日)	6月1日	<u>4月末</u>	1月末
	12月1日	10月末	7月末

※貸借の発効日の設定は、年2回あり、それぞれの申込期限は以下の通りです。